	-											作成日:平成30年10月29日	
	の提出に関する手続き(上程前の協議・調 ①本会議・議運以外で、意見書案につい 整する会議等(調整会議等)の有無		②調整会議等の結果により、意見書案を議会へ上程 しない等の措置を実施しているか。 の意向を確認しているか。				議会へ上程しない等の措置を実施してい	るか。		国治法第99条の『当該普通地方公共団体の公益に関する事件』について  ⑤「当該普通地方公共団体の公益に関する事件」に  ⑥「当該普通地方公共団体の公益」にはなじまない ついて、独自の解釈・基準・申し合わせ等の有無 と思われる意見書案が提出された場合の対応			
選択肢1	1設置している	集計 3/20	(①で1,4と回答した場合のみ回答) 1調整会議等で全会一致を得られた文 案のみ上程できる	集計 2/7	1確認している	集計 14/20	(③で1,3と回答した場合のみ回答) 1「全会一致で可決」見込みのみ上程で	集計 2/15	選択肢1		/20 1	公益性があるかどうか、議運等で協 *	集計 3/20
選択肢2	2設置していないが、必要に応じて会派 間で協議・調整している	12/20	2調整会議等で過半数の賛成が得られた文案のみ上程できる	0/7	2確認していない	5/20	2「賛成多数で可決」見込みであれば上 程できる	1/15	選択肢2	<b>2</b>		* 議運等では議論されず、本会議での F護に委ねている	6/20
選択肢3	3協議・調整は行っていない	1/20	3調整会議等で過半数の賛成がなくて も上程できる	4/7	3その他	1/20	3「賛成少数により否決」見込みでも上 程できる	10/15	選択肢3	3その他 0.	/20 3	その他	11/20
選択肢4	4その他	4/20	4その他	1/7			4その他	2/15					
札幌市	4その他 幹事長会議(各会派の幹事長で構成)において協議・ 調整		3調整会議等で過半数の賛成がなくても上程できる		1確認している		3「賛成少数により否決」見込みでも上程できる		札幌市	2無		3その他 前述の幹事長会議で協議を行うものと想定される。	
仙台市	2設置していないが、必要に応じて会派間で協議・調 整している				1確認している		3「賛成少数により否決」見込みでも上程できる		仙台市	2無		2議運等では議論されず、本会議での審議に委ねている	
さいたま市	4その他 議会運営委員会理事会において協議・調整		4その他 議会運営委員会において各委員の意見を聴取し、原 則として、参集した全委員(出席した委員外議員を含む。)の意見が一致したときに限り提出する。				1「全会一致で可決」見込みのみ上程できる ※全会派一致を原則としているが、特定の会派事情 により提出され、会議規則上の提出要件を満たしてい ることから、上程した例がある。		さいたま市			i接、公益性について協議しているわけて 養会運営委員会理事会にて全会派一致で	
千葉市	2設置していないが、必要に応じて会派間で協議・調 整している				1確認している		2「賛成多数で可決」見込みであれば上程できる		千葉市	2無		1公益性があるかどうか、議運等で協議	
川崎市	2設置していないが、必要に応じて会派間で協議・調 整している				2確認していない				川崎市	2無		2議運等では議論されず、本会議での審議に委ねている	
横浜市	2設置していないが、必要に応じて会派間で協議・調 整している				1確認している		3「賛成少数により否決」見込みでも上程できる		横浜市	2#		3その他 公益性があるかどうか協議・審議された先例はない が、疑義がある場合は議運等で協議することが考え られる。	
相模原市	3協議・調整は行っていない				1確認している		1「全会一致で可決」見込みのみ上程できる ※ただし、どうしても提出したいという意向があるとき は、複数の会派が賛成すれば例外として提出を認め るが、単独会派のみによる提出は遠慮してもらってい る。		相模原市	2無		1公益性があるかどうか、議運等で協議	
新潟市	2設置していないが、必要に応じて会派間で協議・調 整している				1確認している		3「賛成少数により否決」見込みでも上程できる		新潟市	2無		2議運等では議論されず、本会議での審議に委ねて いる	
静岡市	2設置していないが、必要に応じて会派間で協議・調整している				1確認している		3「賛成少数により否決」見込みでも上程できる		静岡市	2無		1公益性があるかどうか、議運等で協議	
浜松市	2設置していないが、必要に応じて会派間で協議・調 整している				1確認している		4その他 申し合わせにより、なるべく全議員の賛成が得られる よう、運営委員会において調整し、賛成が得られた場 合は運営委員の発議で提案。ただし、運営委員会出 席委員の4分の3以上の賛成が得られたものについ ては、賛成委員の発議で提案できる。		浜松市	2無		3その他 意見書の調整を行う議会運営委員会の事前に、事務 局が各会派から提出された意見書案の内容確認を 行っており、公益性について疑義の出そうなものにつ いては必要に応じて修正してもらうなどの対応をとっ ている。	
名古屋市	4その他 議運理事会(各会派の幹事長で構成)において検討・ 調整		1調整会議等で全会一致を得られた文案のみ上程できる		3その他 議運理事会で全会一致が得られた文案のみ議会運 営委員会で発議を決定し、上程している。		4その他 議運理事会で全会一致が得られたもののみ議会運営 委員全員の提出により発議し、上程。全会一致が得ら れないものについては、各会派において原案を取り下 げる扱い。		名古屋市	2無		3その他 当該普通地方公共団体の公益にはなじまないと思われるような意見書案が提出されることは想定されていない。	
京都市	1設置している		3調整会議等で過半数の賛成がなくても」		1確認している		3「賛成少数により否決」見込みでも上程で	できる	京都市	2無		その他 『整会議の場で協議されるものと考える。	)。
大阪府	1設置している		1調整会議等で全会一致を得られた文案のみ上程できる ※原則は上記の通りであるが、文案調整等が未了になり、議運に差し戻され、議会へ上程され採決まで至ったも例ある。		1確認している		3「賛成少数により否決」見込みでも上程できる		大阪府	②他国の内政に関する外交問題③府の執行機関に 対する要望事項については、提出を差し控えるように 取り扱っている。		直近で事例はないが、政務調査委員会において、対応の検討がなされるものと考える。	
大阪市	1設置している		3調整会議等で過半数の賛成がなくても上程できる		2確認していない				大阪市	原き、 2無 を れ 検		3その他 原則として、本会議の7日前に各派幹事長会議を開き、各交渉会派(5人以上所属)から意見書案の発議 を行うことになっており、本会議当日の議運前に開かれる各派幹事長会議までに、各会派において文案の 検討を行い、議運副委員長が会派間の調整を行って いる。	
神戸市	2設置していないが、必要に応じて会派間 整している	設置していないが、必要に応じて会派間で協議・調 としている				1確認している		3「賛成少数により否決」見込みでも上程できる		2無       2議運等では議論されいる		議運等では議論されず、本会議での審認	議に委ねて
岡山市	2設置していないが、必要に応じて会派間 整している				2確認していない				岡山市	2無		3その他 確認できる範囲での事例なし。	
広島市	整している				2確認していない				広島市	2無		3その他 事例はなく、特段、対応に係る取決めはない。	
北九州市	2設置していないが、必要に応じて会派間 整している	間で協議・調			1確認している	_	3「賛成少数により否決」見込みでも上程で	できる	北九州市	2無		議運等では議論されず、本会議での審認 いる	議に委ねて
福岡市	4その他 議会運営委員会理事会(正副委員長及て の議運理事)で協議・調整	 ゾ各会派1名	3調整会議等で過半数の賛成がなくても」	<del>_</del> 上程できる	1確認している		3「賛成少数により否決」見込みでも上程で	できる	福岡市	2無	い 意 囲	その他 基本的には通常の意見書と同様の手続いる。なお、過去に本市議会においても、 見書が提出された事例はあるが、把握 目では、「公益に関する事件」に当たるか 議会運営委員会等で意見が出たことは	、標記のよう <sup>が</sup> 屋している範 か否かについ